

かけを行うよう、明確に定めて在外事務所等に周知徹底すること

イ 貴機構本部において、在外事務所等が行う見返り資金の残高、使用状況等の確認の状況について適時適切に把握して、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外事務所等に対して指示することとすること

- (2) 政府開発援助の実施に当たり、燃料の供給等について別の事業から影響を受けるなどの場合、当該別の事業の進捗に合わせた火力発電所建設事業を行うために、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(令和7年10月16日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、76ページの外務省の項に掲記)

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の実施状況について

(令和5年度決算検査報告75、483ページ参照)

(87ページの外務省の項に掲記)